

大分大学大学院教育学研究科委員会規程

平成27年2月12日制定 全部改正
平成27年教育学研究科規程第1号

大分大学大学院教育学研究科委員会規程（平成16年教育福祉科学部規程第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号）第8条の規定により、大学院教育学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（構成）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1） 研究科長
- （2） 研究科を主担当とする教員
- （3） 研究科を兼担とする教員
- （4） その他研究科委員会が必要と認める者

（招集等）

第3条 議長は、毎月1回、研究科委員会を招集するものとする。ただし、議長が必要と認めるとき、又は構成員の過半数の請求があったときは、臨時に研究科委員会を招集することができる。

2 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

（構成員以外の者の出席）

第4条 議長が必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（代議員会及び専門委員会）

第5条 研究科委員会は、大分大学教授会及び研究科委員会に関する規程（平成27年規程第1号）第3条第1項の規定により、代議員会及び専門委員会（以下「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 代議員会等に必要事項は、研究科長が別に定める。

（議事録等の作成）

第6条 議長は、研究科委員会の議事録又は議事概要を作成する。

（事務）

第7条 研究科委員会の事務は、教育学部事務部総務係において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て大学院研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教育学研究科規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年教育学研究科規程第 6 号）
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年教育学研究科規程第 6 号）
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。